【事案Ⅱ-3】入院共済金請求

· 2022 年 11 月 14 日 和解解決

<事案の概要>

申立人は、被共済者(申立人の子)が病気入院(14日間)したため、共済金請求したところ、被申立人が、共済契約締結時、申立人に告知義務違反があったことを理由に、 共済金支払拒否および契約解除としたことを不服として、裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

- 1. 申立ての趣旨
- (1)被申立人は、申立人に対し、2019年4月25日から5月8日までの14日の入院について、入院共済金70,000円を支払え。
- (2)被申立人がした、契約解除の取消しを求める。
- 2. 申立ての理由
- (1) 契約の締結

申立人は、2019 年 4 月 23 日、被申立人に対し、被共済者を申立人の子とする契約を申込み、翌 24 日、契約が発効した。

(2) 支払事由の発生

被共済者は、2019年4月14日、熱、鼻水及び咳を原因として、病院を受診した。 その際は、特段、診断した医師から病名等は告げられず、ただの風邪と言われただけである。その後、被共済者は、体調が回復し、保育園にも登園して生活を送っていた。2019年4月25日、被共済者の体調がおもわしくないことから、病院を受診し、その日のうちに、2度目の受診をしたところ、入院と指示され、同日から5月8日まで入院することとなった。

(3) 告知義務違反はないこと

申立人は、契約に際し質問事項に対し、誠実に包み隠さず回答し、真摯に対応しており、1~2 週間前に病院で診察を受けていること、薬を処方されていることを伝えており、告知義務は遵守されている。なお、それ以上に情報が必要であれば、担当者より補充して質問等して確認するはずであり、本件でも、病院に行った理由や病名等を聞いていることからすれば、告知義務違反はない。また、告知が不要な場合(7日以内で完治した風邪・インフルエンザ)については、告知事項に該当しないとのことであり、加入にあたり、担当者は「ただの風邪であれば大丈夫かな。」と述べており、告知が不要と回答している。さらに、被共済者は、2019年4月17日から保育園に登園しているのであり、実際に7日以内で治ったものであり、告知が不要な場合に該当するものであり、告知義務違反は存在しない。

(4) 因果関係が否定されること

被共済者は、2019年4月14日に病院で診療を受けるものの、その後、同月17日

から24日までは、毎日(土日を除く)登園していることからすれば、14日に受診することになった症状は治ったものであるので、病院を受診することになった当初の症状となった傷病との因果関係が否定されることは明らかである。

<共済団体の主張>

- 1. 申立ての趣旨に対する答弁 申立人の請求は認められない、とする判断を求める。
- 2. 申立ての理由に対する答弁
- (1) 告知義務違反であること

申立人から提出された病院作成の診断書では、傷病名「喘息性気管支炎」、発病日「2019年4月13日」とされており、被申立人が同病院に照会した結果では、被共済者は2019年4月14日と同16日に同病院を受診していて、インフルエンザ陰性で気管支炎と診断されて気管支炎治療薬による治療と悪化したら再受診するようにとの指示を受けていたことを確認している。

従って 2019 年 4 月 14 日と 4 月 16 日に気管支炎のために受診して治療中であった ことを申告していない事実により、告知義務違反は成立している。

(2) 被申立人職員による告知の妨害は行われていないこと

本件共済契約では告知義務違反により共済契約の解除ができない場合について約款・事業規約に定めているところ、2019年4月23日当時に申立人は一貫して質問書への告知を要さない「7日以内に治癒したかぜ」であると申告していたのであり、被申立人職員が「事実を告げることを妨げたり」「また事実を告げず、または事実でない事を告げることを勧めた」という事実はない。

(3) 因果関係が否定されないこと

被申立人が病院に行った医療照会において、4月14日受診の気管支炎と入院原因の喘息性気管支炎は因果関係があるとの回答を得ていることから、解除の原因と共済事故(入院)の原因には因果関係があることは明らかである。

申立人は被共済者が 4 月 17 日から同 24 日の間に毎日保育園に登園していたから 7 日以内に治癒していたと述べているが、医師により申込日以前に治癒したと診断されていた事実は認められないから、申立人の持論に留まるものであり、同意することはできない。

<裁定の概要>

審議会において、当事者双方へ審議会から陳述要請(質問)を行うとともに、被申立人に対し、審議に必要な証拠書類(カルテ、看護記録)の提出を求めたうえで事情聴取を行った。その結果を基に、和解による解決を両当事者に打診したところ、両当事者は合意し、和解解決となった。